

I IFRS解釈指針委員会の決定にみる実務 今期から適用となる基準 とアジンダ決定の概要

新日本有限責任監査法人
公認会計士 竹下 泰俊

今期(2017年12
月期、2018年3
月期)から適用され
る基準の改訂

今期から強制適用される基準には
(1)「未実現損失に係る繰延税金資産
の認識」(IAS 12号「法人所得税」
の改訂)、(2)「開示イニシアティブ」
(IAS 7号「キャッシュ・フロー計
算書」の改訂)、(3)「IFRSの年次
改善(2014-2016年サイク
ル)」(IFRS 12号「他の企業への関
与の開示」の改訂)がある。本稿では
(1)について詳細な内容を説明し、(2)
(3)については、その概要を説明する
こととする。

なお、決算日が違うことにより適
用される基準の改訂内容に違いはな
い。また、文中における意見に関す

る部分は筆者の個人的見解であり、
所属する法人の正式な見解でない点
はご了承ください。

(1) 「未実現損失に係る繰延 税金資産の認識」(IAS 12 号の改訂)

IASBは、IAS 12号に対しさ
まざまな改訂を行ったが、今回はそ
のなかから、公正価値で測定される
負債性金融商品の未実現損失に係る
繰延税金資産の会計処理を明確化す
るための改訂内容について詳述す
る。

これは、保有している負債性金融
商品の公正価値が市場金利上昇の影
響により下落したことによる損失(未
実現損失)について、将来減算一時差
異を認識するというものである。

本件が議論の対象となった背景
は、負債性金融商品の元本の回収は

税務目的で報告される課税所得を増
加も減少もさせないので、一部の
人々は、元本の回収は非課税事象で
あると考え、当該金融商品の公正価
値が下落したとしても将来減算一時
差異は生じないと考えていたこと
で、実務にばらつきが存在していた
ことによる。

IAS 12号5項では、将来減算一
時差異は、財政状態計算書における
資産または負債の帳簿価額と税務基
準額との間の一時差異のうち、資産
の帳簿価額の回収または負債の決済
が行われる将来の期間の課税所得
(税務上の欠損金)を算定する際に、
損金算入可能な金額を生じるものと
されている。

これは、IAS 12号における一時
差異の計算は、企業が資産の帳簿価
額を回収することにより、将来の期
間において、報告期間の末日現在の

当該資産の帳簿価額の範囲で経済的
便益が企業に流入するであろうとい
う前提に基づいている。一方で前記
将来減算一時差異が生じないという
考えは、満期日に見込まれる経済的
便益の評価に基づいている。

IASBの審議の結果、将来減算
一時差異の存在は、報告期間の末日
現在の資産の帳簿価額と税務基準額
との比較のみに依存するものであ
り、帳簿価額に生じ得る将来の変動
には影響されないという考えの
もと、当該未実現損失に対して将来減
算一時差異が生じていることが明確
化された。

(2) 「開示イニシアティブ」(I AS 7号の改訂)

IAS 7号の改訂は、IASBの
開示イニシアティブの一環であり、
財務諸表利用者が企業の負債に係る
変動をよりよく理解することに役立つ
ものである。本改訂では、財務活
動から生じるキャッシュ・フローの
変動を伴う負債の変動と、キャッ
シュ・フローの変動を伴わない負債
の変動(為替差損益など)に関する開
示を求めている。

本改訂を初めて適用する際には、
前期以前に係る比較情報に関する開
示は求められない。